

平成28年度「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」第1回幹事会  
議事録（平成28年5月31日）

於：鳥屋野潟排水機場 4F 学習室

### 【司会（大熊副所長）】

皆さんお集まりになりましたので、ただいまより、水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会、平成28年度第1回幹事会を開催させていただきます。

会議に入る前にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードに切りかえをお願いいたします。

本日はお忙しい中、お集まり頂きましてまことにありがとうございます。私は、本日の司会を務めます信濃川下流河川事務所の副所長の大熊です。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、当協議会の幹事長であります信濃川下流河川事務所長の井上より一言ご挨拶申し上げます。

### 【幹事長（井上事務所長）】

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、会議にご参加頂きましてありがとうございます。

今年は頻発する大水害から越後平野を守り、治水安全度を飛躍的に向上させた大河津分水の建設の契機となった横田切れと呼ばれる明治29年の大洪水から120年です。また、平成23年の新潟・福島豪雨から5年の節目でもあります。昨年は、信濃川下流域では大きな洪水はありませんでしたが、関東・東北豪雨で鬼怒川が決壊し、尊い命が失われました。鬼怒川の痛ましい水害の教訓は、近年の雨の降り方の激甚化を踏まえると、この信濃川でも、今ある堤防を上回るような大洪水で堤防が決壊し、大水害が発生するということを前提とする必要があるということです。ここ越後平野は広大なゼロメートル地帯と海岸沿いの砂丘があり、最下流部には政令指定都市、新潟市があります。そのため、堤防が決壊すると浸水は広範囲で、場所によっては深く、長時間となり、多くの生命と財産が脅かされる甚大な被害となります。

昨日、想定最大規模の降雨による浸水が想定される区域、堤防の決壊時に家屋が倒壊し得る区域を公表しました。このような大水害の発生を前提にしなければなりません、河川管理者だけでの対応は困難です。住民の命を守るため、社会・経済活動などを早期に回復させるため、国、県、市町村、関係機関が連携して、さまざまなハード、ソフトの対策を推進する必要があります。本日の会議では、このような大規模水害に対する減災のための目標と、目標達成に向けた取り組みをご議論いただきます。

ここ信濃川下流域では、平成16年、23年の水害で亡くなり、または被災された多くの方々の、つらく、苦しい思いを無駄にしないよう、2つの水害の教訓を踏まえ、水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会を平成25年に設立し、関係機関が連携して、まさに水害に

強い流域づくりを推進してきました。今日の会議がこれまでの取り組みをまた一歩前進させ、地域防災力の向上につながるということを期待します。本日は宜しく申し上げます。

#### 【司会（大熊副所長）】

議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。議事次第、出席者名簿、座席配置図、資料－１、資料－２、資料－３－１、資料－３－２、資料－３－３、資料－３－４、それと資料－４、資料－５、資料－６、資料－７、資料－８、あと参考資料－１という形でお配りしています。不足等ありましたら事務局にお申しつけ下さい。宜しいでしょうか。

また、皆様のご紹介につきましては、出席者名簿と座席配置図をもってかえさせていただきます。

それでは、議事次第に従い、議事に移りたいと思います。これ以降の進行は幹事長の井上所長よりお願いいたします。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

それでは、議事に移りたいと思います。お手元の議事次第をご覧ください、議事（１）水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取り組みについて説明したいと思います。説明は事務局からお願いします。

#### 【事務局（関水災害予報センター長）】

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取り組みについて、資料－１で説明します。

資料説明の前に、背景について説明させていただきます。昨年９月、関東・東北豪雨において発生した鬼怒川の堤防決壊についてはご承知のとおりかと思えます。この災害を踏まえ、社会資本整備審議会による審議が行われ、昨年１２月１０日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方」についての答申が出されました。この答申においては、施設では守りきれない大洪水は必ず発生するという考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要があるということが答申されています。この答申を踏まえて、新たに水防災意識社会再構築ビジョンとして、平成３２年度を目標に水防災意識社会を再構築するということです。

具体の中身につきましては、資料の１ページをご覧ください。基本的にはソフト対策・ハード対策を総動員して取り組みを行うということになっています。

ソフト対策としては、住民が自らリスクを察知し、主体的に避難できるよう、より実効性のある住民目線のソフト対策へ転換します。具体例が、資料右下に記載されています。住民等の行動につながるリスク情報の周知として「家屋倒壊危険区域」と記載されていますが、昨日、新しい浸水想定区域を公表したところであり、その中にこの情報も含まれています。その他に、ハザードマップへの改良、共同点検、タイムライン、といった取組が含まれてい

ます。

ハード対策については、洪水を安全に流すための従来型のハード対策に加えて、危機管理型ハード対策を導入します。危機管理型ハード対策のイメージは資料左下に記載されており、越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫するものです。

この取り組みをどう進めていくかについて、資料中段に記載されていますが、各地域において河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を新たに設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進するということです。

以下、2～4ページにそれぞれの対策が記載されています。

取り組みの推進体制について、5ページに全国共通の推進体制として記載しています。信濃川下流におきましては、平成16年、23年の出水を踏まえ、この推進協議会が取り組まれており、全国の先進事例と言えますが、改めてこの協議会の中で取り組むべき事項ということでご確認いただければと思います。

1. 現状の水害リスク情報や取り組み状況の共有については、①情報伝達、避難計画等に関する事項、②水防に関する事項、③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項、④河川管理施設の整備に関する事項等がこれに該当します。

2. 地域の取り組み方針の作成については、この後、議論をさせていただきます。

3. フォローアップについては、地域の取り組み方針に基づく対策の実施状況を確認することで、今後毎年実施していくものです。

説明は以上です。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

ありがとうございます。ご意見、ご質問ございましたら宜しくお願ひいたします。

宜しければ次に進みたいと思います。次に、水防災意識社会再構築ビジョンの取り組みを進めるに当たって、推進協議会の規約を一部改正したいと思いますので、提案をさせていただきます。事務局からお願いします。

#### 【事務局（木村事業対策官）】

推進協議会規約改正について提案させていただきます。資料-2「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会規約（改正案）」をご覧ください。平成25年の協議会発足以降、平成26年2月13日、協力学識者の委嘱期間は2年間とする。幹事会は、必要に応じ、ワーキンググループを設置し、個別事項を検討する。会員に新潟地方気象台を加えるなど、一部改正したところですが、今回、規約の一部を改正したく、資料のとおり提案させていただきます。

6 ページをご覧ください。推進協議会はもともと水害に強い信濃川下流域づくりとして関係機関が連携し、一致団結して地域防災力の向上を推進する目的で発足、取り組みを実施してきました。そのような中、平成27年9月、関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫により家屋の倒壊、流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。それらを受け、施設だけでは守りきれない大規模氾濫に対し、水防災意識社会を再構築する取り組みを全国的に行うという提案がなされました。その趣旨を本規約にも取り入れ、今後、さらなる水害に強い信濃川下流域づくりを目指すべきではないかと提案するものです。

主な改正点につきましては、第2条の目的、第4条の会務です。なお、右側のほうが改正後（新）で、旧規約を黒書き、改正点を赤書きで示しています。なお、規約全文は1ページから2ページに記載してあります。この内容につきましては、皆さんもご存じかと思いますが、北陸管内の各河川で発足された大規模氾濫に関する減災対策協議会の内容を組み入れたものです。また、あわせて、組織改正により名称が変更となっている機関がありますので、ご紹介させていただきます。3ページをご覧ください。別表-1として会員名簿がありますが、役職名が変更され、北陸農政局においては農村振興部長、4ページの別表-2では長岡市において危機管理監となりましたので、提案させて頂きたいと思います。また、他にも変更等ありましたらご指示いただければと思います。

5 ページ目をご覧ください。協力学識者の再委嘱について提案させていただきます。この5月31日をもって、委嘱している期間が満了します。規約にもありますように、協力学識者は幹事会において選任されるものとされており、事務局案としては、現学識者の再委嘱ということをご提案させて頂きたいと考えております。なお、以前より課題となっていた件、1点目、教育関係の藤岡先生については、滋賀大学に異動となりましたが、皆様からの推薦も特になく、後任者がなかなか決まらなかったこともあり、藤岡先生に再確認したところ、もう2年間の延長了承を得ることができました。2点目、情報通信の井ノ口先生の件ですが、静岡大学に異動となりました。しかし、新潟大学にも兼務しており、井ノ口先生からも延長了承を得ることができましたので、このまま継続させて頂きたく提案します。以上についてご異議がなければ、協力学識者の再委嘱手続に移行するとともに、本会議への規約改正を提案させて頂きたいと思います。

説明は以上です。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

ご意見、ご質問ありますでしょうか。

ご異議がないようなので、学識者については了承が得られたとして、規約については本会議のほうに上げたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議事の3番に移りたいと思います。先ほど来、説明しています水防災意識社会再構築ビジョン、これを進めるには、まずは流域が抱える現状とか、あるいは水害リスク、こういったものをしっかりと関係機関で共通認識を持つということが大事かと思います。まずは、現状の水害リスクを説明して頂きたいと思いますので、事務局からお願いします。

#### 【事務局（木伏調査設計課長）】

資料3-1「現状のリスク情報や取組状況の共有」をご覧ください。2ページ目です。近年の信濃川下流域における主な洪水発生状況として、平成16年の7月、並びに平成23年7月洪水が挙げられます。平成16年7月に発生した新潟・福島豪雨では、前線の停滞により信濃川下流域の基準点、帝石橋の上流域において流域平均で総雨量280ミリ、五十嵐川流域においては流域平均で総雨量約400ミリが観測され、五十嵐川、刈谷田川などで破堤、氾濫が生じるなどの甚大な被害が発生しました。また、平成23年7月、新潟・福島豪雨では、前線の停滞により豪雨が長期化し、帝石橋上流域におきまして流域平均で総雨量約450ミリ、五十嵐川の流域においては流域平均で総雨量約690ミリが観測されました。これは平成16年7月、新潟・福島豪雨を上回る規模の出水で、信濃川下流の水位観測所では軒並み既往最高水位を記録しましたが、平成16年の洪水対応で実施した災害復旧事業等により、事業区間では外水氾濫は発生しませんでした。

3ページ目です。平成16年の新潟・福島豪雨の被害状況です。五十嵐川、刈谷田川の破堤、氾濫により12名の尊い命が犠牲になりました。また、流域内で約1万戸の床上・床下浸水被害が生じました。

4ページ目、平成23年の新潟・福島豪雨の被害状況です。平成16年の洪水対応で実施した災害復旧事業等により、事業区間では外水氾濫は発生しませんでした。事業区間の上流部において破堤、氾濫が生じ、人的被害としては1名、床上・床下家屋としては約400戸の被害が生じました。また、信濃川下流の本川及び派川、中ノ口川では計画高水位を超過する区間が生じました。5ページ目、本川及び中ノ口川における計画高水位の超過区間を点線で示しております。また、基準点の帝石橋地点においては、既往最高流量となる約3,400トンの流量が観測されております。

6ページ目をご覧ください。信濃川下流における、昨日公表させて頂きました浸水想定です。洪水域等におきまして円滑な避難を図るため、住民等も含めて事前に浸水リスク等を共有し、浸水被害を軽減させるための取り組みや避難計画を定める必要があります。その前提となる

信濃川下流本川が破堤した場合の浸水想定は、これまで平成14年に一度公表していますが、昨年5月の水防法改正を受けまして、新たに想定最大規模降雨等を対象として昨日、浸水想定を改めて公表したところです。詳細につきましては、後ほどの浸水想定の見直しのところで説明をさせていただきます。

7ページ目、現状の堤防の整備状況です。平成28年3月末時点の堤防整備率は92.9%となっています。しかし、やすらぎ堤区間の一部や、刈谷田川の合流点上流部、橋梁の取り付け部等において、まだ堤防の高さや幅が不足している区間があり、引き続き堤防の整備が必要な箇所があります。また、平成23年洪水時には、沿川区間等において計画高水位を超過するなどありますから、引き続き河道掘削により計画規模の洪水を安全に流すために必要となる河積を確保していく必要があります。

8ページ目をご覧ください。重要水防箇所の状況です。洪水時において、円滑な水防活動を実施するため、現在の河道の整備状況や、過去の漏水実績などをもとにあらかじめ水防上、特に注意する区間を定め、重要度に応じて重要水防箇所として周知し、関係機関を通じて水防団との情報を共有しているところです。こちらについては、毎年、出水期前に、今年は、先週の5月25日と26日に関係機関と合同で重要水防箇所を巡視しました。

説明については以上です。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

ご意見、ご質問ありますでしょうか。

平成16年、23年の洪水を踏まえると、あるいは近年の雨の激甚化傾向を踏まえると、23年の洪水以上の洪水は起こり得ると。そうなった場合は、浸水想定区域図、6ページで示したような想定最大規模で浸かるような、こういった洪水が起こり得るということと、あとはそういう意味では、いざ水位が上がってきた時は、重要水防箇所で重点的に水防活動をしなければならないというようなところがポイントかと思います。

なければ、次には各機関がこれまで取り組んで頂いている減災に関する取り組みを順次ご説明して頂きたいと思います。まずは信濃川下流河川事務所からお願いします。

#### 【事務局（大井管理課長）】

資料3-2を説明させていただきます。最初はソフト対策面で、最後にハード対策面という流れになっています。1ページ目については、当方で実施している洪水予報の状況です。左側の図が各観測所の受け持ち区間ということで、帝石橋、保明新田、尾崎、この3カ所にて右に書いてあるような水防団待機水位から氾濫注意水位で予報を実施しているところです。

2ページ目ですが、その水位設定に当たっては、平成26年度に基準水位の見直しを行い、

平成27年度より適用しています。見直しに当たっては、避難時間等のリードタイムを考慮した形で見直しされました。

3ページ目ですが、避難勧告の発令基準ということで、各自治体において、タイムラインの作成を進めて頂いているところです。実施状況については、新潟市、田上町、三条市、燕市が作成済み、加茂市が作成中と聞いています。三条市においては、各関係機関も一体となったタイムラインを検討頂いています。

4ページ目、洪水予測で、信濃川の洪水予測システムについて図に書いてありますが、三角で書いてあるところが水位観測所です。13水位観測地点において6時間先まで10分間隔で予測しています。

5ページ目、避難場所、避難経路を示していますが、既に市町村の方でハザードマップを作成されていると思います。下流域については氾濫原が広範囲になって、浸水深も深くなるということ、あと、長時間の浸水が想定されるということであり、広域避難とか垂直避難についても検討・調整する必要があると考えています。

6ページ目です。住民への情報伝達方法について、当事務所の取り組みとしては、ホームページにおいて河川水位、洪水予報、ライブ映像等を情報提供しているところです。とりわけ右側の下のほうの信濃川下流情報共有プラットホームというものも作成しており、後からまたワーキンググループの取り組みのところでご紹介させて頂きたいと思います。

7ページ目、河川巡視です。出水時には、水防団の方々も巡視して頂きますけれども、河川管理者としても巡視しています。それぞれ関屋出張所管内、三条出張所管内で実施しており、情報共有等を進めていきたいと思っています。

8ページ目です。水防資機材の配置状況です。信濃川下流河川事務所でも緊急資機材を常備しており、記載の場所で常備しています。これもプラットホームの中で、何が用意されているかを見られます。緊急時の際は、こちらから提供するというのも可能ですので、確認して頂ければと思います。

防災拠点等の整備について、9ページ目です。現状で、赤渋の河川防災ステーション、三条地区の河川防災ステーションを管理しているところです。左の天野の河川防災ステーションは予定で、これから整備していくものです。

10ページ、局所的に堤防が低いところに対して事前に水防協定、覚書を結んで水防活動に当たることにしています。対象としては、小須戸橋の右岸、瑞雲橋の左岸、尾崎浄水場になっています。いま一度、覚書を締結されている箇所は、これから出水期に入りますので、万全の体制をとれるようお願いしたいと思います。



1 1 ページ、整備局が配備している排水ポンプ車、機械等の配備状況です。整備局全体の排水ポンプ車数は、広域配備も含めて40台を配備しています。信濃川下流河川事務所については、右の下の⑤番にあるとおり、排水ポンプ車2台、照明車2台を常備しています。

1 2 ページは活動状況ですので、見ておいて頂ければと思います。

1 3 ページ目からはハードに関することです。段階的整備ということで、整備計画では帝石橋の基準点で目標流量を3,800トンで整備をしているところです。

1 4 ページ、改修の状況です。先ほど説明しましたが、復旧事業によって堤防は約9割の完成堤になっています。現在は、平成23年7月の洪水被害対応ということで、大河津分水路の洗堰の下流側の右岸側、西野地区の築堤を実施しているところです。

1 5 ページについても、平成23年対応の流下能力の向上として、河道掘削を実施しています。あわせて、侵食・洗掘対策、漏水等のパイピング対策も進めているところです。

1 6 ページは、危機管理型ハード対策ということで、粘り強い堤防を整備していくため、堤防天端の保護等を実施しています。平成32年度を目途に5年間で実施する計画です。

1 7 ページについては、今まで説明した内容のまとめです。優先的に対策が必要な区間は約11.9キロ、これについて32年を目処に概ね5年間で対策を実施する計画としています。

以上、説明を終わります。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

ありがとうございました。ご意見、ご質問は、各機関が終わった最後にまとめて議論させてもらいたいと思います。続きまして新潟県から、お願いします。

#### 【大嶋農地計画課長（新潟県農地部）】

資料-3-3の①、田んぼダムの取り組みについて報告させていただきます。

新潟発ということで、既に多くの皆さんご承知のこととは思いますが、3ページをご覧ください。田んぼダムにつきましても、水田が本来持っている水をためる機能、貯水機能を利用して、大雨の際に田んぼに一時的に水をためることにより、落水量を調節して、排出先である排水路や河川の水位上昇を抑制しようとする。そのことにより、転作作物や宅地の浸水被害を軽減する取り組みです。

田んぼダムは今、全国的にも注目されており、治水対策としては河川改修とか水路整備とかいろいろありますが、4ページが一番下にある、地域自らで守る自主防災の取り組みとして注目されていると理解をしているところです。

5ページをご覧ください。田んぼダムの仕組み、効果については記載のとおりです。田んぼの排水口、排水ますのところに、右側の図にあるような調整板を設置して排水量を抑制しよ

うというものです。

6ページをご覧ください。県内の取り組み状況についてです。現在、県内15市町村、69地域で取り組みが進められているところです。

7ページ、水田面積、27年度時点で1万2,000ヘクタールを超える田んぼダムの取り組みが行われており、県内の水田面積の概ね8%程度となっています。

8ページ、これは自主的な取り組みということで、県としては、国、市町村と連携して、国の制度である多面的機能支払交付金の中で田んぼダムの活動を支援しているところです。この取り組みにより、河川の急激な増水を防ぎ、下流の都市部を洪水被害から守る効果が期待されているところですが、あくまでも自主的な取り組みで、取り組みに当たっては作物、あるいは水田が持つ機能に支障を与えない範囲で取り組んでいただくことが必要だと考えています。治水対策として実施される遊水池とは異なるものであるということをご理解頂き~~き~~たいと思っています。

農地部からは以上です。

#### 【古川河川海岸維持係長（新潟県土木部）】

資料の10ページをご覧ください。水防警報等による水位情報の提供についてですが、水防警報を実施する河川として、信濃川下流域においては中ノ口川、小阿賀野、能代、刈谷田、五十嵐、加茂川、下条川の河川があります。それらの水位レベルによって水防警報を発表して、市町村やインターネットを通じて住民に周知しているところです。また、避難の指標となる氾濫危険水位に達したときには、テレビ局にも情報提供して、テレビのテロップで流してもらうという周知方法をとっています。

11ページをご覧ください。各市町村の避難勧告発令基準の共有について、水位情報をお知らせする側としても、各市町村の避難勧告発令基準を知っておいたほうが良いということで、市町村から基準を教えていただいて、国や気象台にも情報提供し情報共有しています。

12ページをご覧ください。水防警報迅速化システムですが、従来、エクセル様式に入力、手書きをして、メール又はファックスで送っていたのですが、県のホームページ等で公開しています河川防災情報システム、これと連動させまして、例えば水位がある基準に達したら、自動でこのシステムのほうにも情報が入ってくるもので、内容を確認して送信するだけで水防警報等が行えるという迅速化システムです。市の職員ですとか水防団にも希望があれば登録してもらい、こちらからプッシュ型で情報を提供しているものです。

13ページ、浸水想定区域図の公表について、これは県においてはまだ計画規模の降雨に対する浸水想定区域になりますが、それぞれの河川で公表しているところです。

14 ページです。出水期前の合同点検の実施について、洪水に対してリスクの高い重要水防箇所は県と市町村、水防団と合同で点検を行っています。今年も既に行ったところです。

15 ページですが、広域的な水防資材の確保ということで、県としては新潟県全域を掌握しているのですが、例えば信濃川下流域で洪水が起こって、資材が足りなくなった場合、上越地域で予備があれば、手配するという取り組みです。

16 ページですが、水防団向けの洪水対応ポケットブックがあつて、もとはA4ですが、折り畳んで財布の中に入る程度にして、水防団員に配布させて頂きました。また、消防学校のほうにも、実は今日、午前中に消防学校の研修があつて、講師として職員が呼ばれて行ったのですが、そのときにもこのポケットブックを配布させて頂きました。

17 ページですが、防災教育に役立つ情報の周知ということで、小中学校の防災教育時に、素材として自由に使っていただきたく、ホームページに一括してまとめました。過去の写真だとか水害、豪雨の状況とか、ハザードマップ等を含めて、1つの場所に収納しています。自由に使って下さいというものです。

18 ページになりますが、平成27年9月、関東・東北豪雨を踏まえて、洪水時の情報収集や避難の判断基準などを一般住民に理解してもらえるように、チラシとありますが、クリアファイルを作成しました。そこには、例えばインターネットに馴染みの浅い高齢者向けに地デジのデータ放送の見方も入れて、一般の住民の方に配布しました。配布する際には、市町村の方にご協力いただき配布させて頂きました。この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。今年も、これをベースにポスターを作成しました。事務局の後ろのほうをご覧いただければと思いますが、県内のファミリーマートに張り出す取り組みを実施しています。

以上です。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

ありがとうございました。続きまして新潟市から、お願いします。

#### 【上ノ山危機管理防災局次長（新潟市）】

新潟市の取り組みとして、にいがた防災アプリによる防災情報の提供についてご紹介させて頂きます。

新潟市では、スマートフォンやタブレット端末を利用した情報提供手段として、新潟市民はもとより、土地勘のない旅行者にも、安全な場所への確に避難していただくことを目的として、災害時の危険箇所や避難所の方向を視覚的にわかりやすく表示するアプリを、平成27年3月より無料ダウンロード配信しています。平成26年度の一次開発においては、カメラを通して映し出された実際の映像に避難所情報などを表示する技術を用い、GPS情報と

連携させることで、現在地から見た避難所の方向を表示することができるようになりました。また、災害時に使用することが多い災害伝言ダイヤルや気象情報などのホームページへのリンクを張りつけてあります。27年度にはアプリ普及の取り組みとして防災フェスタなどの防災イベントでの普及活動のほか、市報にいがた、テレビ放送での広報、市・区役所窓口などで市外からの転入者へチラシを配布する取り組みを行っています。

裏面をご覧ください。これとあわせて二次的な開発を行い、災害時に役立つ地図を表示する機能を拡充し、土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップ、浸水ハザードマップ、道路冠水想定箇所マップを確認できるようになりました。災害時に通信回線が使用できない場合でもオフラインで地図を利用可能とする機能や、夜間でも避難行動がとれるように懐中電灯機能を備えるなど、迅速で的確な避難をする上で有効な機能を拡充しています。なお、平成28年3月末現在で、このアプリのダウンロード件数は2,770件となっております。市民などへのさらなる普及が課題となっておりますが、4月末現在では約700増えまして、3,417ダウンロードです。今後は住民の自主的な避難行動を支援するために、アプリを利用した防災訓練や、旅行者へのPR、公共機関を利用した広報など、さらなる普及促進が必要と考えております。

新潟市からは以上です。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

ありがとうございました。続きまして、長岡市から、お願いします。

#### 【今井危機管理担当課長補佐（長岡市）】

長岡市からは、ソフト対策について1点説明させていただきます。現在、中越防災安全大学を開講しており、その卒業生が地域の防災リーダーになってもらうため、中越市民防災安全士の育成を目的として18年度に開講しました。10年間で500名の安全士を目標とし、10年目を迎えた昨年度で494名が卒業、安全士として認定しました。開講から11年目となる今年度からは、安全大学のカリキュラムの見直しと、安全大学の卒業生を対象に専門知識の修得を目的としたスペシャリスト養成の観点からフォローアップの研修を計画しています。養成講座を受講し、認定試験を受ければ、地域防災スペシャリストとして、地域や学校の指導者の役割を担って頂けるものと考えています。地域防災活動の指導者の育成ということで、地域防災力の強化をより効果的に進めることができるのではないかと期待しております。

以上です。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

ありがとうございました。続きまして、三条市から、お願いします。

**【大山建設部長（三条市）】**

三条市の取り組みですが、まず1点目が、三条防災ステーションでの市民交流事業について、昨年、信濃川下流の水防訓練にあわせて水防・防災フェスタを実施させて頂きました。水害の風化を排除していこうという目的で実施し、約6,000名が来場しました。今年度も、10月に「さんじょう防災フェスタ」を開催し、市民から関心を持ってもらおうと考えているところです。

2点目、先ほどもご紹介がありましたが、三条市タイムラインということで関係機関と合同でタイムラインの整備を行っているところです。

三条市からは以上です。

**【幹事長（井上事務所長）】**

ありがとうございました。続きまして、加茂市から、お願いします。

**【中野総務課課長補佐（加茂市）】**

加茂市の取り組みを説明させて頂きます。

加茂市では、さまざまな災害に対処するために中央指揮所を整備しました。中央指揮所では、平成25年度に、写真で見てわかるとおり、6台同時に見られるパソコンのモニター、これはインターネット系、もう1つ、2台同時に見られる、こちらのほうは河川情報端末が見られる機器をつけました。河川情報端末を同時に2台見られるということで、リアルタイムでの映像を見ながら、かつ、インターネット系のパソコンではさまざまな情報収集、さらにこちらを使えば現場からの情報収集等もできるよう整備したものです。

その下ですが、雨水排水ポンプ増設と遠隔監視システムの整備であります。インターネット回線を使っていますので、職員がどこからでも見られるようになっていきますし、先ほどの中央指揮所の画面にもモニターを出すことができますので、さまざまな情報を1つの場所で見ることができ、また、さまざまな情報を担当職員が家でも見るできるようになっていますので、災害時に有効に活用しているものであります。

平成23年の新潟・福島豪雨時に実施したことでありますが、市役所所有のマイクロバスを避難誘導に使用しました。加茂市の一部地区でも避難指示が出まして、そちらに残っている人をマイクロバスに乗せて避難させるのですが、市内にあります市有のマイクロバスと運転手を待機させ、指示が出たときにマイクロバスの運転手、さらに職員が同乗し、かつ、現場には消防団の方にも出ていただき、1戸1戸家屋を点検して、逃げ遅れている人がいた場合はマイクロバスに乗せて避難所まで送りました。

加茂市からは以上です。

**【幹事長（井上事務所長）】**

ありがとうございました。続きまして、見附市から、お願いします。

**【大野企画調整課課長補佐（見附市）】**

見附市のほうの減災にかかる取り組み状況を説明させていただきます。

見附市では、住民の避難に関わるということで、住民への情報発信と避難のための誘導についての2点を挙げさせて頂きました。最初は住民への情報発信ですが、平成16年の7.13水害と中越大震災の教訓ということで、従来、サイレンや電話、広報車などに限られた情報伝達手段でしたが、情報伝達の多様化に取り組みました。携帯電話の緊急メールを導入して、当時はパソコンからの迷惑メールで各携帯会社、メール配信の制限をしていましたが、粘り強く折衝したことにより、携帯電話のメールによる緊急情報メール配信システムを導入しました。当初は、登録者数の増加で、送信完了まで最大13分必要だったことが導入時の課題です。それに基づきまして、災害対応管理システムから携帯電話3社に対してエリアメール一括配信がすぐできるというシステムと、携帯電話メールの配信システムの入れかえにより、送信まで13分かかったものが3分にまで短縮することができました。現在、見附市で緊急情報メールに登録されている市民の方は8,800人程度になっています。

次に、住民の避難誘導のための方策とした防災ファミリーサポート制度の確立について。各町内に避難行動要支援者がいた場合、その方の同意をとり、サポーターをつけています。本年度は避難行動要支援者388人に対してサポーター525人、要支援者1人に対して1.35人のサポーターがついています。また、自主防災組織の充実として、171町内中152町内が自主防災組織を設立しています。率として88.9%です。災害時に民間事業者、料亭などでバスを持ち、輸送機関としてバスを使っているようなところに避難所までの誘導の協力もお願いしています。国土交通省からは、まるごとまちごとハザードマップということで、避難所案内24カ所、洪水標識165カ所、市内で浸水するような地域に付けて、避難誘導を促しています。

見附市としては以上になります。

**【幹事長（井上事務所長）】**

ありがとうございます。続きまして、燕市から、お願いします。

**【今井防災課長（燕市）】**

燕市からは、ソフト面である内水対策の取り組みについて1つご紹介させていただきます。市では、自治会や自主防災組織を対象とした「防災リーダー養成講座」を平成24年度から

開催しています。その中で「防災マップづくりの手法」を隔年で学んでいただきました。地域の高低差について見える化した「窪地マップ」を市で作成し、防災の目的であれば自治会や自主防災会に無償で提供しているところです。写真は、ワークショップの様子です。笈ヶ島という自主防災会が平成26年度に内閣府の地区防災計画のモデル地区として指定され、3月には仙台で行われた国連の世界防災会議の地区フォーラムで発表させて頂いたところです。

次のページは、実際に作成したマップを紹介させて頂きました。マップづくりの作成を支援することで、市民の防災意識の向上を進めていきたいと考えています。

以上です。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

ありがとうございました。続きまして、五泉市から、お願いします。

#### 【落合総務課長（五泉市）】

平成23年7月の新潟・福島豪雨を受けて、その後の取り組みと、現在、取り組んでいる事業について説明します。

23年7月の新潟・福島豪雨は、右側の写真のとおり、道路が冠水しました。しかしながら、私ども市の庁舎は、盛り土の上に建つ5階建ての建物で、サーバー室、発電機室は、防災拠点の機能としては支障なく機能し、問題は発生しませんでした。五泉市においては、市の西側が能代川、東側が阿賀野川水系の早出川、北側には阿賀野川という河川に囲まれたところです。当時、大きな被害を受けましたが、この近辺を流れている太田川の排水機場については、国のほうからポンプを増設して頂きました。また、様々なことで検証を行い、特に基幹避難所の管理体制、それから水防資材の事前配備、炊き出し、食料調達体制の確立については、検証を行い、その後の対策をさまざまな視点から構築したところです。

2ページ目です。現在、取り組んでいる取り組みについて1点紹介します。私どもの市では、平成24年から防災行政無線の整備を進めてきました。27年度をもって205基の整備を終了し、基本的には不感地域はなくなったと思っています。しかしながら、スピーカーの向き、または風等の影響により、聞きづらいという場所が存在していることも現実です。それを受けて、補助する意味で五泉あんしんメールを開始。パソコン、それから携帯メールへの防災情報、防犯、お知らせも含めて配信する市民サービスを平成27年1月より開始しています。当初、当面の目標として、2,000の登録を目指していましたが、現在、1,900弱で、登録は進んでいます。これから更に登録者を増やすということを考えていますが、高齢者の方に対してのサービスは不可欠だろうということで、高齢者の方々が集まる集いや、

会議等に出向き、直接登録を補助したり、また、内容について伝達させていただいて、登録の推進を図っているところです。

私からは以上です。

**【幹事長（井上事務所長）】**

ありがとうございました。続きまして、弥彦村から、お願いします。

**【丸山総務課課長補佐（弥彦村）】**

弥彦村の状況について説明させていただきます。1ページをご覧ください。防災情報メールと防災ラジオ、緊急告知ラジオの写真を掲載しています。一昨年度、昨年度については、情報伝達ツールが少ないという意見があり、できるだけ多く情報提供ツールを揃えるために、2つ、今、導入いたしました。

2ページ目、こちらは洪水のハザードマップです。今回、浸水区域を見直すことによって、今年度作成します。掲載しているのは21年度のハザードマップになります。

3ページ目、こちらは防災訓練です。自主防災組織の育成ですが、防災訓練は昨年度に引き続き、今年度10月、大河津分水の氾濫を想定した防災訓練を実施予定です。また、自主防災組織の育成、カバー率は4月1日時点で100%になりました。今後どのように育成していくかに取り組んで、努力しているところです。

以上で説明を終わります。

**【幹事長（井上事務所長）】**

ありがとうございました。続きまして、田上町から、お願いします。

**【中野総務課庶務防災係長（田上町）】**

田上町の減災にかかる取り組み状況について説明します。資料は3-3-⑩です。

減災取り組みの1つとして、タイムラインを作成しています。これについては、信濃川下流河川事務所の指導により作成しました。詳細な見直しは必要かもしれませんが、挙げさせていただきました。特に、平成26年度からの避難勧告の基準水位の見直し、これにあわせて私どもも避難勧告指示の発令の基準を見直したところです。これから雨の降る時期になりますので、遅れることなく適切なタイミングで避難勧告等の発令に取り組んでいきたいと思っています。

資料にはありませんが、田上町の現状として、自主防災組織の組織率が平成26年度をもちまして全団体100%になっています。今後の課題としては、自主防災組織をどうやって育成していくかになるかと思いますが、現状においては各自主防災組織に防災士を1人ずつ育成できればと考えているところで、なかなか町単独で資格をとる開催が難しいのですけれ



ども、いろいろな機会を捉えて紹介していきたいと考えているところです。

以上です。

**【幹事長（井上事務所長）】**

ありがとうございました。続きまして、北陸農政局から、お願いします。

**【田中保全整備課長（信濃川水系土地改良調査管理事務所）】**

農業用排水機場が担っている地域排水の取り組みと、その安定的な機能維持に向けた問題の提起をさせて頂きたいと思います。

2ページ目です。新潟平野を取り巻く課題について整理しました。1つ目の丸です。新潟平野の排水は、大部分を農業側の排水機場が担っていると。2つ目の丸では、これらの排水機場はかんがい期、非かんがい期を問わず、年間を通して稼働し、地域を維持していると。これについては、3ページ目、4ページ目で詳しく説明しています。3ページ目の右側の地図を見て頂くと分かるとおり、先ほどの井上事務所長の話にもありましたが、信濃川の下流域についてはゼロメートル地帯が広がっており、そこには政令市の新潟市があり、その排水の大部分については、農業側で設置した、農林水産省もしくは県の農地部で設置した排水機場が排水を担っている状況だということです。一部、この地区の中には下水道部局の設置した排水機場がありますが、それはごく一部で、大部分は農業側の施設が維持しております。

4ページ目ですが、この鳥屋野潟排水機場の横に親松排水機場があります。この鳥屋野潟の水については、農業側で設置した親松排水機場が常時排水を行っており、洪水時についても、まず親松排水機場が稼働して、それで排水できない水について鳥屋野潟排水機場が排水している状況です。

2ページ目の3つ目の丸です。これらの農業側の排水機場とそれに付随する排水施設については、土地改良事業の維持管理事業によって管理・運営され、その費用は基本的に農家が負担しているということです。こちらについては、5ページ目に記載のとおり、まず、維持管理の話の前に、建設にかかる費用負担ということで、左側に、土地改良事業のガイドラインを示させていただいています。例えば、国の農業水利事業で事業を行った場合、この横にある親松排水機場はこちらの事業を使っていますが、この事業の場合ですと、農家の負担が全ての事業費の中の約10%程度発生するという事になっていると。右側ですが、維持管理にかかる費用負担ということで、先ほど、農業用排水機場の管理・運営費については基本的に農業者が負担というように説明したところですが、親松排水機場とか、これらの大きな基幹的な施設については、その一部、助成の事業があり、この場合、農家の負担は20%から30%ということです。

また2ページ目ですが、そのような状況の中、近年、流域の都市化の進展ですとか、米価の下落等により、排水管理にかかる農家の負担感が増加し、費用負担を行っている関係土地改良区より負担の軽減を求められている状況だということ。たびたび飛んで申しわけないです、8ページですが、農業側の排水機場の流域については、やはり都市化が進んでおり、特に亀田郷については、6割ぐらいが非農用地であるということで、ほとんど都市部の水を排水しているのに、なぜ、農家の負担で行わなければならないのかというような話が土地改良区から出ている状況です。

2ページ目に戻っていただき、問題提起です。地域排水、内水の管理について、域内の河川の排水というふうに書いていますが、こちらの鳥屋野潟についても河川で、その水を農林水産省の親松排水機場が排水していると。白根郷についても、鷲ノ木大通川という河川の水を白根郷排水機場から、農業側の排水機場から、農林水産省の排水機場から排水しているというような状況で、地域の排水を一体誰が担うべきなのかということのを少し考えていかなければいけないのではないかと考えています。かんがい期については、農業側が一定量のかんがい用水を地域内に引き込んでいますので、その部分は農業側で排水すべきだと考えていますが、非かんがい期の地域排水まで農林水産省とか県の農地部で設置した排水施設が担う必要が本当にあるのかということです。さらに、都市化が進展する中で、例えば排水機場が仮に故障して停止してしまった場合、それで都市部に損害が生じてしまった際、その責任というのは誰が負うのかということところです。その責任まで農家が担う必要があるのかということについて議論していかないといけないのではないかと考えています。

この水害に強い信濃川下流域づくりについては、主に議論を聞いていますと、外水の河川の水をいかに河口まで安全に流すかということに重点が置かれていると思います。この新潟の市民にとっては、内水の氾濫が洪水のリスクとして身近なリスクとなるのではないかと考えており、この内水処理を継続的に、安定的に行っていくためにどのように取り組んだらいいのかを関係者が集まって議論をしていく必要があるのではないかと考えているところです。

私の方からは以上です。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

ありがとうございました。続きまして、新潟地方気象台から、お願いします。

#### 【林気象防災情報調整官（新潟地方気象台）】

気象台からは、「新たなステージ」に対応した防災気象情報について説明します。背景としては、平成27年1月に国土交通省から発表になった「新たなステージに対応した防災・減

災のあり方」ということで、それを受けて、気象庁では、その下の黄色いところですが、「新たなステージ」に対応した防災気象情報と観測・予報技術のあり方、これを交通政策審議会気象分科会というところで平成27年7月29日に提言をいただきました。今日の説明は、その下の防災気象情報、赤く書いた部分について説明します。

可能性が高くなくとも、社会的に大きな影響を与える現象が発生するおそれを積極的に発表するという。その次、危険度やその切迫度をわかりやすく提供していくということ。具体的には、早急に実現可能な改善策ということで、①から⑤まであります。これらはこの後、説明します。1番目として、翌朝までの「警報級の現象になる可能性」の提供。2番目として、実況情報の迅速化。3番目、メッシュ情報の充実・利活用促進。4番目、時系列で危険度を色分けしたわかりやすい表示。5番目が、タイムライン支援のための数日先までの「警報級の現象になる可能性」の提供ということです。

提言の関連する附属資料ということですが、2枚目ということで、「新たなステージ」に対応した防災気象情報と観測・予測技術のあり方審議の背景ということで、そこに書かれています。詳細の説明は省略します。

次、3枚目。広島市の土砂災害事例を踏まえた防災気象情報の課題ということで、こういっただけの背景があります。詳細は省略します。

4枚目。台風・大規模水害対策等に関する防災気象情報の課題ということで、タイムライン関係について記載しています。

最後の5枚目です。「新たなステージ」に対応した防災気象情報について。この下の①②③④⑤、これらは平成29年度出水期からおおよそ1年後ですが、防災情報提供システム、あるいは気象庁ホームページで提供していく予想です。ほぼ1年後から実施予定です。

①として、翌朝までの「警報級の現象になる可能性」の提供です。夜間、明け方にかけての避難を回避するため、可能性が高くなくても、「明朝までに警報級の現象になる可能性」を、前日の夕方に発表していきます。これは大雨、雨、風等、各気象要素に3時間ごとに警報級の可能性を表示していきます。

2番目として、実況情報の迅速化。迅速な安全確保行動を促進する観点から、記録的短時間大雨情報をこれまでより最大で30分早く発表します。

3番目、メッシュ情報の充実・利活用促進ということで、これは土砂、浸水、洪水、それらの情報について利活用を促進します。具体的には、大雨、浸水警報、あるいは洪水警報の改善ということで、メッシュ情報を積極的に利活用して、現在の大雨警報、洪水警報をもう少し的確に絞り込むことを想定しています。

4番目。右側になりますが、時系列で危険度を色分けした分かりやすい表示。これが今日から明日にかけて3時間ごとに気象要素ごとの注意報、あるいは赤い印が警報相当になりますが、注意報・警報の可能性を3時間ごとに積極的に提供していきます。現在は、文書情報ですが、これらを見やすい図情報として提供していきます。

最後、5番目。タイムライン支援のため数日先までということで、警報級の可能性、高いのか、中くらいはあるのかということで、5日先まで警報級の可能性、そこでは雨・風を例にとっておりますが、「警報級の現象になる可能性」を提供していきます。

これらは1年後の平成29年度出水期から実施予定です。

以上です。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

ありがとうございました。

改めて皆さんの取り組みを、この幹事会の場で実務者レベルのお話を伺うことで、皆さんが各々の課題に向き合って、汗を流して水害に強い流域づくりを進めていただいているということがわかったかなと思います。

私の感想でしたが、何かご質問とかご意見とかございますか。

#### 【田中保全整備課長（信濃川水系土地改良調査管理事務所）】

問題提起をさせていただきましたが、そのことに関して井上事務所長、何かコメントはありますか。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

先ほどの話で、内水が軽視されているというような話があったかもしれませんが、内水の問題というのはこの下流域の中で非常に大きな問題の一つではあると思います。ただ、一方で、16年、23年で得られた水害の教訓というのは、まずは外水を治めていくこと。川の洪水を安全な水かさで流すということを目指してやっています。それがないと、例えば排水ポンプの規制という問題もあったりするわけで、河川管理者ができる外水対応というのを迅速に進めていると。その中で、内水の問題については、例えば県の農地部の方がご説明されたように、田んぼダムで歯を食いしばってと私自身は思っていますが、そうやって苦勞されている。各自治体の方も、先ほどの市町村の取り組みの状況を見れば、下流域の自治体の多くは賛同されて、田んぼダムに取り組んでいるとか、あるいは下流域の安全を守るために三条とか見附では遊水池に取り組んでいる。これも自治体の方たちが農家の方たちと一生懸命調整されて、一定の犠牲のもとにやっぴいこうということで、下流域のために上流域が汗をかいているというか、お互い様といえますか、本会議ではまさに首長さんたち切磋琢磨され

て、それぞれ汗をかいているという状況だと思います。繰り返しになりますけれども、各機関が汗をかいて、各課題に向き合っている美しい姿といいますか、水防災意識社会再構築ビジョンとして全国で協議会を設置して取り組んでいます。信濃川下流域では、そのモデル的な取り組みが進められてきたと思います。

**【田中保全整備課長（信濃川水系土地改良調査管理事務所）】**

内水を軽視していると言ったわけではなく、内水にも、もう少し目を向けていただきたいという趣旨で申し上げたということです。当然、平成16年、23年の新潟・福島豪雨を踏まれば、外水をいかに下流まで安全に流下させるかということが重要だということは、私も承知しています。田んぼダムの取り組みとか、いろいろ各自治体の取り組みがあるわけですが、そのベースになっている内水の処理というのは誰がやっているかということです。それを農林水産省の設置した施設が担っているということ、例えばこの鳥屋野潟についても、駅の南側の地区については、時間33ミリの雨までは下水道部局の設置した排水機場が信濃川に排水しているのですが、それ以上の雨が降ると、当然、鳥屋野潟に水が入ってくるわけで、その鳥屋野潟の水を誰が出しているかという、先ほど説明したように、親松排水機場が動いていると。この鳥屋野潟排水機場は親松排水機場では排水し切れないくらいになるまで動かないというような状況で、簡単に言うと、新潟市の南部を守っているのは農林水産省だということです。今日いろいろ議論してきましたけれども、この取り組みのベースが我々の、農林水産省の施設によって成り立っていると。その維持管理をどういうふうにしていくかということも議論したいとお伝えしているところです。田んぼダムの取り組みというのは農業側にとっては非常に不幸な取り組みではないかと思っています。農業者は地域の排水を行うために排水の費用負担をしている。さらに自分たちの農地に水をため込んで都市側を守っていると。

そんな、自虐的な取り組みを農業者がやっているということ、新潟の農業情勢が過去のよりにコシヒカリ2万円とか3万円で売られているような状況であれば、問題とならなかったのでしょうか、皆さんご承知のように農業情勢というのは非常に厳しい状況だということ。地域を維持していくことをこれ以上、農業者に負わせるのかを皆さんと議論したいと思っています。

**【幹事長（井上事務所長）】**

個々のやりとりになってしまっていて恐縮ですけれども、内水の問題というのは新潟だけの問題ではなくて、全国どこでもそうで、堤防をつくれれば、つまり外水を治めれば、じゃあ支川から入ってくる雨水は溜まってしまいます。それをどうするかというのは、どこでも同じです。

それは農業部局の排水ポンプ、下水道部局の排水ポンプ、あるいは田んぼダムなど、いろいろな取り組みがあると思いますが、いずれにしても内水については関係機関が連携して取り組む必要があるということです。

**【田中保全整備課長（信濃川水系土地改良調査管理事務所）】**

関係機関が連携して取り組むのは全然問題ないと思っています。農水省としても、内水の排除というのはしっかりやっていかなければいけないという認識はあるのですが、今、問題にしたいのは、農業者個人に負担がかかっているということを少し考えていかなければいけないのではないかということです。これが農林水産省、農業側の予算、全部、行政側の予算でやっているのであれば、お金をどこの財布から出すかという話なので、誰がやっても同じではないかと思っています。ここで問題を提起したいのは、農業者個人のお金が排水に関わっているということです。やはりそれが今の農業情勢を加味すると重みになっているということです。ここで何かをしないと、安定的に地域が維持できないのではないかという問題意識です。

全部税金で対応できるのなら、それが農水省であろうが国交省であろうが、そんな縦割りの議論はしたくないので、どこかがやればよいと思っていますが、農家負担という観点で申し上げているので、別に農業側が排水をやらないということを言っているわけではなくて、農家の負担を何とか軽減できないのかということを皆さんと議論したいと思っています。

**【幹事長（井上事務所長）】**

農家の負担の話は制度的には存じ上げておりますけれども、農林部局の排水ポンプ場にかかる運用の地元負担について、誰と議論するかという件を含め、今後調整させて頂きたいと思っております。

他にご意見、ご質問とかありますか。

よろしければ、次の説明に移りたいと思います。浸水想定区域図が昨日公表されたということで、その件につきましてご説明させて頂きたいと思います。事務局、お願いします。

**【事務局（木伏調査設計課長）】**

資料－３－４をご用意いたします。昨日、新たに昨年５月の水防法の改正を踏まえました、想定最大規模を対象としました浸水想定区域を公表しております。こちらについては、国が管理する１０９水系のうち、先駆けまして全国で２０水系、北陸地方整備局管内におきましては、関川水系と信濃川水系と阿賀野川水系の３水系が昨日公表させて頂いているところです。その他の河川につきましても順次公表されていくこととなっています。

昨日、公表されました浸水想定区域ですが、本日、皆さんの正面のところに展示させて頂きました。特に、信濃川下流域に関係する浸水想定区域について、当事務所で整理しました信濃川下流域のちょうど向かって左手側の右側、真ん中に展示されているもの、こちらが信濃川河川本川で破堤した場合の浸水想定区域、最大規模を対象とした場合の浸水想定区域となっています。その1つ左側については、大河津分水から破堤した場合の浸水想定区域。こちらについても横田切れのときのような、新潟市まで到達するような浸水想定というのが想定されています。向かって右側になりますが、こちらについては信濃川と並行して流れている阿賀野川からの浸水想定になっています。ちょうど阿賀野川の左岸側については、信濃川下流域と同様の氾濫区域を持っているということになっています。

今回、最大規模の浸水想定のほか、左手、壁側のほうに展示していますが、経過と規模、これは従前から引き続きのものになっていますし、新たな部分でいきますと、浸水の継続時間というものを新たに表示しています。そのほか、昨年の鬼怒川のときも氾濫流で家屋が流されるといったような事象があったのですが、氾濫した場合に、そういう氾濫流等で家屋等への被害が想定されるような、家屋氾濫想定区域と、あと、それ以外に河岸等が侵食されて家屋等に影響を及ぼすような区域というものを新たに今回、公表させて頂いているところで

す。

こちらについては、各市町村様のほうに今後、通知文とあわせて図面のほうを、今回、全体図という形で出させてもらっていますが、新潟市については区単位、そのほかの市町村については市町村単位の図もあわせて送付させて頂くことになっています。

改めまして資料のほうに戻らせてもらいます。今回、水防法の改正ということで、昨年5月に改正されているところですが、これまでの浸水想定については、河川整備において基本となる降雨を前提としたものを対象として、浸水想定区域を公表しておりました。こちらについては、信濃川下流につきましてはおおむね、確率規模でいきますと150分の1規模の降雨を前提としたもので示していました。当然、そういった雨が現在降った場合に、まだ堤防の整備が追いつかない状況ですので、降雨が発生した際に、現状の堤防の整備状況であふれた場合に想定される浸水想定に対して、ソフト対策で避難軽減対策を進めているというのが従来の考えでした。

それに対しまして、近年、事象は違いますが、平成23年の東日本大震災のように、想定を超えるような事象というのが近年、降雨についても多発しているような状況となっています。こういった想定を超えるような被害が頻発する中で、今後、想定し得る最大規模の洪水に対しても避難対策、ハード対策については従前の計画規模を対象にしていくところですが、

ソフト対策につきましては想定を超えるものについては何が何でも人命を守るという考えのもとで、ハード、ソフト対策を最大限生かしながら進めていくという考えのもとで、昨年5月に水防法が改正されました。浸水想定区域につきましては想定最大規模降雨を対象としたものについて公表するという事になっていました。そのほか、新たに内水・高潮というものについても作成することとなっています。

2ページ目です。今回の浸水想定区域図の主なポイントとしては、先ほど申し上げたとおり、想定し得る最大規模の外力に基づく想定を新たに加えています。そのほか、地盤高データの更新ということで、最新のデータというものを活用しています。そのほか、メッシュサイズについても、より細かいサイズのメッシュデータで、より精度の高い浸水想定を出しています。そのほか、浸水深の表示区分の見直しとか、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水継続時間というのを表示させて頂きました。

4ページ目です。こちらのほうに従前の公表済みの浸水想定と、今回公表した浸水想定の基本条件の比較というものをつけさせていただきました。こちらについての説明は割愛させて頂きます。

6ページ目です。今回、浸水想定区域図を作成させて頂いているところですが、今回、想定最大規模降雨については、信濃川下流域管内においては一番右側に書いてあります633ミリ、概ね1,000分の1確率降雨規模のもので設定しています。計画規模については、従前の河川整備基本方針規模ということで150分の1規模の雨で270ミリの雨を対象として浸水想定を作成しています。

資料の最後にA3の折り込みページをご覧ください。信濃川下流の浸水想定区域図の概要で、4つの図面を比較しています。一番左側の①は、想定最大降雨規模を対象とした浸水想定ですが、こちらについては今回、この河道条件として、当然、今現在、新潟県が管理する河川も現状、整備しているところですが、そちらのほうで、実際こういった雨が降ると本川に流れ込む前に支川のほうで当然の事象として越水が想定されますので、本川の破堤プラス支川の越水というのを重ね合わせたような形で表示したものです。

②について、告示上の図面については、信濃川の本川で破堤した場合の浸水想定を示すことになっていますので、その本川に流れ込む前の支川の越水というのを表示しない内容です。

③について、こちらが従前の計画規模の降雨を対象とした浸水想定になっています。

参考までに、一番右側のほうに、平成14年に公表した従前の浸水想定を提示させていただきました。補足で説明させてもらいますが、今回、まずは従前の浸水想定と今回新たに示した計画規模の浸水想定と比較といったところで、③と④の比較をご覧ください。こちらにつ



いては、一目見ていただくと、従前から比べますと浸水想定というのが、規模のほうで縮小されています。こちらの面積の変わってきている主な要因については、平成14年公表について、平成11年当時の河道の整備状況を対象としての浸水想定を示させていただいていますが、信濃川下流管内については、平成16年の7.13水害を受けて、復旧事業により本川で堤防整備が進んでいます。今回の浸水想定については、平成26年度末現在の最新の河道状況で浸水想定を示させていただいているので、改修の進んだといったところで浸水想定が減少したということです。メッシュデータについても、これまでは250mメッシュという、大きなメッシュを使っていたのですが、今回、25mメッシュとなりました。

ただ、今回、浸水の範囲が減少しましたが、ここしか浸水しないというわけではなくて、実際、浸水上のシミュレーションでは、堤防の高さを評価して、HWLなり危険水位になった段階で破堤するというので浸水想定を示しているのですが、実際の事象として、漏水であるとか、河岸侵食等で破堤する場合がありますので、ここ以外の場所からでも浸水する恐れがあるということをご承知お願います。

①②について、降雨条件は一緒なのですが、前提として支川からの越水が表示されているかないかといった違いとなっています。

参考までに、信濃川、大河津分水路から破堤した場合の同様の比較図というのをつけさせてもらいました。

あと、最後のページについては阿賀野川と早出川から想定最大規模で破堤した場合の浸水想定を示しています。

14ページ目をご覧ください。今回、新たに浸水想定を示させて頂いたところですが、引き続き新潟県においても、新潟県が管理する河川等の浸水想定区域の策定を進めていただいているというふうに聞いていますが、今後、各自治体においては、公表された浸水想定をもとに、新たにハザードマップの作成をしていただくことになっています。その他、浸水想定をもとにして、今回の協議会を通じて検討していくことにもなる、被害軽減方策を並行して検討していただく必要があります。これから各市町村でハザードマップを作成するに当たり、ハザードマップの作成に対応必要となる電子データなど、引き続きしっかりと対応させてもらいますとともに、作成に当たって不明な点などについてもしっかりと技術的支援等をしていきたいと考えていますので、何なりとお問い合わせ頂ければと思います。

説明は以上です。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

何かご質問ございますか。何かありましたら、お問い合わせいただければと思います。

続きまして、議事の4番、減災のための目標案と目標及び達成に向けた取り組みということで説明させて頂きたいと思いますが、これは何度もお話ししています、前に提示してあるような想定最大規模の降雨が発生して、あるいは水害が発生したものに対する目標をどうするかというような議論になります。

では、事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局（木村事業対策官）】

それでは、減災のための目標（案）について提案させていただきます。資料-4をご覧ください。

水害に強い信濃川下流域づくりは、平成16年、23年の大きな洪水を踏まえて、各機関が治水対策にどのように取り組んでいくかを討議しながら現在まで至っています。今回のビジョンでは、氾濫することを前提としたような取り組みになります。なので、対策を実施して、氾濫から住民を守れただけではなく、氾濫後もどう対応するかを目標に取り組むことになります。そうなりますと、信濃川下流ではどのような特徴があるかということ、まず関係する皆さんに理解していただかないと減災のための取り組みというものがなかなか決まらないということで、特徴をまとめています。

1ページ目をご覧ください。①として、扇状地を呈した越後平野には、山があつて、海のほうには砂丘があつて、その砂丘と山の間で低い土地がある。いわゆる低平地と言われているところで、浸水深が非常に深く、洪水がなかなかはけにくいという特徴があります。

②として、その氾濫域には、本州・日本海側最大の政令指定都市である新潟市をはじめ、三条市、燕市など、6市町の人口が集中する市街地があります。信濃川下流域には治水対策により安全になったことで、市街地の開発が進み、非常にたくさんの方が居住している。いわゆる被害ポテンシャルが大きい場所だという特徴があります。

③では、五十嵐川や刈谷田川等の大規模支川と超緩流の本川・支川で構成されるという信濃川下流域特有の特徴があり、雨の降り方によっては逆流するなど、複雑な流況になっています。

④では、全川で9割の堤防が完成していますが、局所的に堤防が低い箇所等があり、対策がまだ十分ではないということ。それを補うには水防活動が重要だということです。

最後に、⑤では、信濃川下流域で水門や堰などの大規模河川管理施設により、分流量を調整してきましたが、現施設の調整だけでは限界の部分があるので、信濃川下流域一体で治水安全度バランスに配慮した施設整備・運用を考えていかなければならないということです。

2ページに移ります。信濃川下流域は今までの説明にもありますが、海拔ゼロメートル地帯が広がっており、この右側の図の青っぽいところがそれを表示しています。海側につきま

しては、少し赤かったり、黄色くなったりしておりますが、要は、中央部に低平地があつて、海側に小高い砂丘があつて、吐けにくいというのがこれで見てとれます。なので、いざ氾濫すると、なかなか水が吐けない土地となっております。

3 ページ目、左側の図は想定最大規模の浸水想定区域図で、浸水深を表示しています。場所によっては3メートルから5メートル、あるいは5メートル以上というような深い浸水深のある場所が出てくるということです。右側には浸水継続時間を表示していますが、概ね1週間ぐらい水がはけない場所が多いということで、赤色になると2週間、さらに濃い赤色の場所は1カ月ということで、要はこの単位で水がはけないとなると、住民生活に大きく影響するということです。洪水が起きた場合にどういふ対応をすべきかをあらかじめ想定しながら対応案を考えておくべきだと思います。

4 ページ目、新潟市については昼間の流入人口が非常に多い。ほかの市町村からも新潟市に仕事で入ってくる人たちが多くのではないかと思います。そうすると、例えば昼間に洪水氾濫が起きたとなると、さらに多くの人々が被災する危険が高いということが読み取れます。左側に例として右岸10.8キロ、江南区花ノ牧界隈で破堤した場合を想定して絵を描いていますが、21万人が被害を受けることとなります。これにさらに上段の新潟市の流入人口を足すということになると、さらに多くの人々が被害を受けることになり、新潟市だけの問題ではなくということになります。

右下の図につきましては、高齢化率です。お年を召された方がかなりいらっしゃるということを示したもので、当然、1人での避難というのはなかなか難しいとなれば支援が必要だということも私たちは死者を出さないための取り組みとして課題になってくると思われま

す。5 ページになりますが、避難のことを記載しております。避難をするときに大体3日以上浸水をするようなところは避難所としてはふさわしくないだろうということで、この左下に書いてありますが、信濃川下流が氾濫した場合の浸水想定区域内で想定最大規模降雨では約40万人の方が被災します。その中で、浸水深が50センチ以上で継続時間が3日ぐらいのところにお住まいの方が約28万人います。こういった方はその場にはいけないと。あるいは、近くのビルに避難するとか、例えば新潟市さんであれば、津波で避難ビルの指定とかされていると思いますが、同様のことを確保する必要があります。さらに右側には浸水深が長く続くところに交通網がこれだけあるということで、道路が使えなくなるとさらに不便になり、社会経済に大きな影響を及ぼすということで、国道7号、8号、49号が非常に危険な状態になることをあらわしています。

6 ページですが、今まで話してきたことを箇条書きでまとめたおさらいになります。この

ような課題がある中で、私たちは信濃川下流域で何を目標にしているかという話ですが、事務局の提案として2つあると考えています。1つ目は、まずは安全な浸水想定区域外への水平避難、それから、避難ビル等の垂直避難といった多様な避難行動をして安全な場所に逃がすという意味では、ここに書いてある、安全な場所への確実な避難というのが1つのポイントになると思っています。もう1つが迅速な排水活動が必要だと。氾濫してしまったら、それはもうとめられないので、氾濫した後にいかに早く氾濫した状態を解消するかというところが非常に大きなミッションになります。そういう意味では基幹交通である7号、8号、49号を早期に機能回復させ、日常生活を取り戻す。早期に排水を完了させて早く平常の生活を取り戻すという意味での目標ということで、「逃がす」と「早期に機能回復」というところが大きな目標になるのではないかと思います。

7ページ目ですが、これは皆さんもご存じのとおり、下流域づくり推進協議会の設置目的、メンバーのことを記載してあります。既にハード対策、ソフト対策をこれまで実施してきておりますので、その取り組みをさらに強化していくことが重要ではないかと思っています。

最後、8ページ目になりますが、いよいよ減災のための目標として記載してあります。

以上のことを踏まえて、平成32年を目途とした今後5年間で達成すべき目標を提案しています。信濃川下流域では推進協議会においてさまざまな治水対策に取り組んできました。その思想を組み入れながらまとめたものです。平成16年、23年の新潟・福島豪雨の教訓と流域特性を踏まえ、水害に強い信濃川下流域づくりを推進する中で、大規模水害に対し、関係機関がさらに連携、切磋琢磨して適時的確な避難、氾濫被害の最小化を目標とするということです。

さらに、これらについて3本の柱ということで、下のほうに1番、避難のための取り組み。2番、水防や流域対策の取り組み。これは水防することで避難するための時間を確保することです。3番として、一刻も早く社会経済を回復させるための排水活動や協働の取り組み。こういったものを減災のための目標として掲げて、具体的に何に取り組んでいくべきかということを各機関の皆様方からお知恵をいただいて、その知恵を結集して減災に向けて取り組んでいきたいと提案するものです。

以上で説明、提案を終わります。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

主な取り組み内容を続けてお願いします。

#### 【事務局（木伏調査設計課長）】

資料5をご覧ください。今ほど、減災のための目標案について提案させて頂いたところです

が、目標達成に向けた主な取り組み内容についてもあわせて説明させていただきます。なお、取り組み内容につきましては、本協議会を通じて関係機関と協議の上、決めていくこととなりますが、現時点で想定される主な取り組み内容について、今回、資料として挙げさせていただきます。

まずは、先ほどの目標達成に向けた取り組みの3本柱のうち、避難のための取り組みとしましては、浸水リスクの共有として、浸水想定公表や、ハザードマップの作成といったものが挙げられます。こちらについては信濃川下流河川事務所並びに新潟県が浸水想定公表をしまして、引き続き各自自治体でハザードマップの作成を行うということが挙げられます。

2ページ目です。さらに想定する浸水リスクに対する事前の備えとして、広域避難計画やタイムラインの精度向上、新たな浸水想定に基づく避難所の再設定などが挙げられます。

3ページ目です。災害時の要援護者への対応として、水防法第15条の3に基づく要配慮者利用施設の避難の確保のための措置に関する計画の策定に努めることについて、さらなる要配慮者施設管理者への働きかけを進めるとともに避難訓練等により課題を抽出するとともに関係機関との連携を深めることが挙げられます。

4ページ目です。災害時の迅速かつ適切な避難に資する有益な情報の発信として、既に信濃川下流河川事務所と関係機関において、これまでのワーキング等で情報プラットフォームを構築しているところですが、さらに氾濫域をともにする阿賀野川の情報とも一元化し、共有、閲覧できるシステムを構築することであったり、5ページ目ですが、信濃川下流における堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を閲覧できるようなシステムを構築していくといったようなことが挙げられます。

6ページ目です。また、平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項として、小中学生を対象とした水防災教育の実施や、「まるごとまちごとハザードマップ」の表示。続いて、河川管理者や自治体・地域住民が参加した水害リスクの高い箇所共同点検。8ページ目ですが、こちらは昨年も開催していますが、出水期前のトップセミナーの開催等が挙げられません。

9ページ目です。次に3本柱の2本目ですが、水防や流域対策のための取り組みとして、各市町の消防、県・市・国職員等を対象に水防技術を伝承し、指導者を育成すべく、水防技術講習会を実施していくこと、10ページ目ですが、河川管理者や水防団、自治体職員との水防資機材の確認、並びに新技術を活用した水防活動の実施。11ページ目ですが、こちらについては写真等で小須戸橋の事例のほうを記載していますが、局所的に安全度が低く、水害リスクの高い箇所において事前に関係自治体と水防協定を締結し、水防活動に万全を期すこ

と、続きまして12ページで、水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進に向けた取り組みなどを実施していくことが挙げられます。

最後のページです。排水活動や協働の取り組みとして、出水時に備えて排水訓練などの災害対策用機械操作訓練の実施などが挙げられます。

今回、ここに挙げさせて頂いたものですが、あくまでも一例で、先ほど関係機関のほうで紹介して頂いたこれまでの取り組み等もありますが、そういったものも含めて今後の目標達成に向けた取り組み内容としてまとめていきたいと考えています。

説明は以上です。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

ありがとうございました。ご意見、ご質問ございますか。

#### 【大嶋農地計画課長（新潟県農地部）】

3番目の排水活動のところで、速やかに排水を行うことが重要だというのは非常によく理解していますが、先ほど、北陸農政局さんからもお話があったとおり、主な排水機能を担っている施設が農業用の排水機場であるという観点から、おそらくこの枠組の中には当然、農業用の排水機場も役割を果たすような位置づけがされるのだろうと思っています。農業用の排水機場については、農家の負担があるということと、実は操作管理については県から土地改良区に委託をしているという事情がありますので、関係する土地改良区から意見を聴取するような場を設けて頂いた方が宜しいのではないかなと思っています。

それがどのタイミングで必要かは私の中では腹案はありませんが、今回の幹事会でこれが承認された場合に、協議会の場で提案されるということになると思いますので、協議会で承認を受けた後、少なくとも具体的な取り組みを検討する時点で、実際に費用負担している、あるいは操作管理をしている土地改良区から意見聴取して頂ければと思っています。よろしくをお願いします。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

当然、意見を聞くとかというのは必要になってくると思います。他にございますか。

#### 【上ノ山危機管理防災局次長（新潟市）】

先ほどの信濃川下流の浸水想定区域内の避難の話です。具体的に言いますと、資料4の5ページ目、左側の図面になりますが、新潟市は河口部にあり、新潟市をはじめ、市街地については垂直避難が基本的な例示としてされています。他のところについては水平避難を想定しなさいということですが、左下の囲みの中で、必ず水平避難が必要な人口ということで、2階以上に浸水する場合、垂直避難はだめと。この辺については、このたび、国のほうで公

表された浸水想定図の中に、明確にこの街区は水平避難しなさいということが分かるような公表の仕方になっているのでしょうか。

**【事務局（木伏調査設計課長）】**

実際、お配りする際には、市区町村単位で拡大して、それなりに判別できるような形のデータを提示させて頂いているところですが、ただ、あくまでもこのデータにつきましてはメッシュデータという形で、2.5mぐらいの枠の代表的な地盤高を表示しておりますので、1軒1軒の宅地の地盤高までをしっかりと再現できていないところもありますので、1軒1軒、この家は垂直避難ができるかとか、そういったところまで細かく提示できているかと言われれば、そこまではできていないというのが実態です。

**【上ノ山危機管理防災局次長（新潟市）】**

去年の常総市の鬼怒川の決壊のときに、家屋が流されるというショッキングな映像が大きくイメージに残っているものですから、マスコミ関係から新潟市どうするのというような取材とかも来ていますので、水平避難が必要な箇所については、ある程度明確にさせていただければありがたいというふうに思っている次第です。即答を頂きたいとは言いません。

**【幹事長（井上事務所長）】**

まさに今回の浸水想定区域図の公表は、住民の方たちに危機意識を持ってもらうというのがファーストステップで、具体的な避難の方法はこれから、皆さんとで検討を進めていくことなのだと思います。なので、目標にも掲げているところでもあります。

**【事務局（関水災害予報センター長）】**

事務局の水災害予防センターより補足説明します。今回の浸水想定区域図については、「ハザードマップの作成の手引き」等もセットになっていて、避難の検討ができるような仕組みもつくっています。例えば、浸水深についても区分を変えています。従前ですと、0.5から1メートル、1メートルから2メートルという区分で作成していましたが、3メートルが水平避難の判断ラインということで、避難のことを考えて図面をつくっていますので参考にさせていただければと思います。

家屋倒壊等氾濫想定区域についても、各自治体には情報提供ということでお渡ししますので、ご検討頂ければと思います。

**【上ノ山危機管理防災局次長（新潟市）】**

わかりました。ありがとうございました。

**【高橋土木総務課参事・課長（新潟市）】**

引き続き新潟市ですが、先ほど、井上事務所長から、水平避難とかも、避難の方法はこれ

からだというお話がありましたが、まさに今のこの絵を見ていると、この区域外に逃げろっというふうに勝手に思ってしまう。そういう話ではないと理解していいですか。というのは、この区域外まで避難して下さいというのはちょっときついのかなと思います。これをイメージとして出されるとハレーションが大きいのかとも心配ですが、如何ですか。そこまではまだ考えていないということですか。

**【事務局（木伏調査設計課長）】**

そうです。あくまでも一例ということでこのように書かせていただきました。必ずしもこの区域外へということではないです。当然、出水時に逃げるということは困難ですので、事前に立てるタイムラインや、避難計画の中でどのような避難対策を進めていくのかということを考えて頂ければと思います。

**【高橋土木総務課参事・課長（新潟市）】**

了解しました。そうすると、この避難という矢印がちょっときついかなと思ったので、この表現は何とかならないのかと感想を持っただけです。

**【幹事長（井上事務所長）】**

ミスリードのないように、資料は修正等させていただきたいと思います。

他にご意見ありますか。

先ほど、内水の話も出て、農政局からも内水の話が出ていますので、どういう議論の仕方をしていくのかは調整させていただくとして、今回の目標と、その取り組みについては、若干資料は修正させていただくとして、本会議のほうに上げさせて頂くということで宜しいでしょうか。

では、その方向で進めさせて頂きたいと思います。

続きまして、議事の5番、本協議会に設置されていますワーキンググループの取り組み状況を、ちょっとコンパクトで恐縮ですけれども、簡単に説明させてもらいたいと思います。

**【事務局（大井管理課長）】**

資料-6です。ワーキンググループの報告ということで、信濃川下流の情報共有プラットフォームの改良点について説明したいと思います。前のほうにデモンストレーションをつけています。プラットフォームについては、平成26年度から運用を開始して、一般の方々に信濃川下流のホームページからバナーで入っていけるというものと、行政機関用ということで、パスワードにより入るようなシステム、2つを入れています。

資料の右側の囲みに書いてありますが、27年度の改良点ということで、1つが簡易水位計の追加、あと水位予測の表示、氾濫予測情報の表示、この3つについては行政機関のみと



なっています。あわせて一般用も含めてですが、緊急情報のテロップ表示、気象警報等の発令を地図上で表示ということになっています。

例として、少し改善したところを紹介します。例えば氾濫予測情報の表示ですけれども、見ていただいて、これはデモンストレーションなので出水時にしか出ないものですが、水位が上がってくるときに破堤箇所を選んでいただくと、氾濫の浸水範囲と浸水深が経過を追って広がっていくような情報があります。あと、資料の水位予測の表示についてですが、代表で信濃川下流の尾崎観測所、これが水位観測所の水位データで、下のグラフのところの青い星印のついた線が予測した水位になっています。これによって水位が今後どのぐらい上がるのかという点とか、あわせて、右側の囲みで、水位が堤防からどれぐらい下にあるのか、あと何メートルで堤防天端だということもわかるようにしてあります。

また、皆さん、実際に使っていただいて、改良点等、ご意見ありましたら頂きたいと思います。宜しくお願いします。

#### 【事務局（木村事業対策官）】

信濃川下流域情報アーカイブについて説明させていただきます。小中学校での水防災教育や総合学習のための側方支援の教材等を探しやすく整理して提供するという事でワーキンググループを立ち上げてきたところですが、この4月から運用開始いたしましたので、ご紹介させていただきます。これは信濃川下流ホームページの画面ですけれども、中央あたりに、信濃川下流域情報アーカイブというバナーがあります。そこから入って頂ければと思います。

内容については、「川と水害」「水害に備えよう」「川に住む生き物」「川の管理」等、6つの項目から必要な資料を引き出す形になっています。それぞれ7市1町1村、県及び国からの既存の資料等を提供していただきました。1つ、入っていただきますけど、「川と水害」のところですが、これは16年7月の洪水発生時の状況で、被災された方々の救済状況を記録した動画を掲載しています。忘れてはならない教訓の1ページとして教育の場面で使って頂けるのかなと思っています。

また、1つご紹介させていただきますが、トップページから、「流域内関連施設マップ」をクリックしていただきますと、下流域の地図が出てきます。そこにさまざまな施設の位置が表示してあります。例えば、どこか1つクリックしていただきますと、その建物の写真、詳細な説明が出てくるようになっていきます。さらに右側のほうに、目的別でルート案内していただけるようなバナーがあって、クリックしていただくと、具体的に1つの項目に対してこれだけの施設が並んでいますよということを案内するような形で整理されています。

今後も新しい資料等を加えながら展開していくものですが、その際は皆さんのご協力をい

ただくとともに、まずは使って頂いて、改善点等も含めてご意見等を上げて頂ければと思います。

説明は以上です。

**【事務局（木伏調査設計課長）】**

大規模浸水対策検討ワーキンググループです。資料のほうでご説明させていただきます。資料－6の1枚目、一番下のところですが、大規模浸水対策検討ワーキングについては、これまで下流域の外水氾濫の情報共有や、その氾濫した場合の既存の排水機場等のリスク評価、外水氾濫時における被害軽減に向けた方策のリストアップということで、これまで検討を進めてきたところですが、こちらについては、従前の計画規模、150分の1規模のものを対象として検討を進めてきたところですが、並行して進めてきました浸水想定区域について、下の赤字で書いてありますが、新たに公表した計画規模の浸水想定区域については、これまでの堤防整備等による治水安全度の向上等もあり、浸水が想定される区域というのが縮小されているところですので、従前はその計画規模を対象にしてきたところではありますが、引き続き、想定災害規模降雨を対象とした想定氾濫区域における被害軽減の方策に向けたリストアップなどを行うこととして、この協議会を通じて取りまとめることとなります水防災意識社会再構築ビジョンに基づく信濃川下流域の減災にかかる取り組み方針に反映していきたいと考えています。

以上です。

**【幹事長（井上事務所長）】**

ありがとうございました。ご意見、ご質問ございましたら。

**【丸山河川調査官】**

河川調査官の丸山でございます。

本協議会は、既に平成16年、平成23年の教訓を踏まえてワーキンググループでいろいろ議論し、減災対策に取り組んできていることが他の協議会と大きく違うところです。そういった経緯もあり、1回目の幹事会でこれだけの内容について議論しているところも大きな違いです。その中で、国や県が信濃川下流域情報共有プラットフォーム等で情報発信を行っていますが、問題なのは受け手側、いわゆる市町村と地元の方々がいろいろな情報を得て、一人一人が確実な場所に逃げていきたいと思いますところがポイントだと思います。洪水の中で、どういうふうに情報を発信し、かつ個人が情報をどのように受け取るかが非常に重要なポイントだと思います。ですので、例えば県からの防災情報には国の情報ともリンクされていること。当然、信濃川下流域情報共有プラットフォームにも県の情報がリンクしてあること

等、各団体が連携して物事を進めていかなければいけない。

非常に甚大な被害をこうむった我が地域において、今後こういったことがあってはならないという理念の基に行ってきた協議会です。受け取り側が情報を受け取って、確実に避難していただけるか、指示に従っていただけるか、ここが重要と思いますので、今、ワーキング等で議論していただいた内容について、積極的に各機関の内部でも議論していただきたい。各市町村によっても情報発信のやり方、いろいろなツールの出し方があります。そういった中で、どういった情報を得て、どういった情報を提供するかということ、もう一度しっかり見ていただき適宜リバイスして下さい。これで終わりは決してありません。必ずやらなければいけないことだと思いますので、ぜひ積極的に取り組みをお願いしたいところです。

私からは以上です。

#### 【幹事長（井上事務所長）】

ご質問とかございますか。

宜しければ、その他として、資料－7－1、7－2を見ていただいて、これは今まで各機関で取り組んで頂いているものについて束ねているものですが、赤字で新たな取り組み、更新している取り組みを追加修正しています。またご確認いただいて、修正点などございましたらご連絡頂ければと思います。

続きまして、今後のスケジュールについて事務局から提案をお願いします。

#### 【事務局（木村事業対策官）】

今後のスケジュールについて提案させていただきます。資料－8をご覧ください。

本幹事会では減災のための目標（案）等について確認しました。今後、取り組み方針（案）を作成し、目標並びに取り組み方針等を8月4日開催予定の本会議にかけ、決定していく流れです。また、地域の取り組み方針に基づく対策や実施状況の確認等、取り組みのフォローアップを行いたく、次年度は出水期前の推進協議会開催を提案させていただきます。

その取り組み方針について、どのようなものなのかを皆さん方にご紹介します。減災のための目標（案）に基づき、今後、どのような治水対策に、いつまでに取り組むか、具体的に考えていく必要があるわけです。推進協議会で今までにも取り組んできたことはたくさんあります。それらも含めての整理になるかと思いますが、まずは現状を共有して、どのような課題があるかピックアップして、その課題に対して各機関でどのような解決策があるのか整理をして、それらの目標期限を決めて実施に移すような方法でまとめていきたいと考えています。その取りまとめ方法の参考として、再構築ビジョンの取組で全国の先駆けである鬼怒

川関係の資料を参考資料－1で添付しています。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく鬼怒川・小貝川下流域の減災に係る取組方針（案）の中で、A3横書きのものに、目標や、いつまでに何をするか等を取りまとめています。説明は割愛させていただきますが、これらに基づきまして、今後どのような形で取り組むか、後日、事務局から具体的に提案させていただきたいと考えています。また、それに基づいて皆様方から意見をいただきながら、この方針にならった形のを整理していきたいと考えています。

いずれにしても関係機関が一体となって減災に向けて取り組むことが重要だということは皆さんも認識しておられることと思いますので、またいろいろとご面倒をおかけすることになるかと思いますが、その節はご協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

**【幹事長（井上事務所長）】**

今後のスケジュールと取組方針についてご意見、ご質問ございますか。

**【上ノ山危機管理防災局次長（新潟市）】**

8月4日の推進協議会の本会で今後の取組方針を決定してしまうということですか。この鬼怒川・小貝川の下流域の減災の関する取組方針を参考にして、これだけの詳細にわたる方針をこの日で決めてしまうということでしょうか。

**【幹事長（井上事務所長）】**

はい。

**【上ノ山危機管理防災局次長（新潟市）】**

ボリュームとしてはこの程度になるのですか。

**【幹事長（井上事務所長）】**

そのように考えています。

**【丸山河川調査官】**

ちなみに、鬼怒川流域は短時間で集中的に本取組方針（案）をつくりました。なので、各流域においてはもっとできることがあるのではないかと本省から言われている状況ではありますが、取組内容が多い少ないということではなく、各流域、各河川の特徴を踏まえて実施すべきことと考えています。鬼怒川流域ではこのようにつくったということです。阿賀野川流域が北陸地整のリーディングプロジェクトとして動いている状況ですので、それも参考にして作成することになると思います。

**【上ノ山危機管理防災局次長（新潟市）】**

少し大変だなと思ひまして、あえて聞いたのですが、幹事会で提案して本会に上げるのではなくて、いきなり上げるということですね。

**【幹事長（井上事務所長）】**

事前調整はもちろんさせてください。

**【高橋土木総務課参事・課長（新潟市）】**

新潟市ですが、そうすると、先ほども質問したような、例えば2.5mメッシュの中での、3メートル浸水するであろうと言う説明。それも1軒1軒精査したわけではないという話。また、大きいエリアで垂直避難、水平避難という話。あくまで、ざくつとしたくくりになったイメージで、例外はあるけれども概ねこういうエリアという、それこそ大きい方針だったらそれはそれで次の本会で諮るのはいいいのかなと思うのですが、8月4日までに1軒1軒にびしっとするのはどうなのかと思っています。2.5mメッシュの中で、あなたのところは2階まで浸水するよ。だから、近くの高台まで避難しなきゃいけないんだよというような、新潟市であればそういう方針をきっちりと立てて、8月4日まで持っていくという話になるのですか。

**【事務局（木村事業対策官）】**

そういうことではありません。減災に向けた取組内容を整理し、その内容を何時までに取り組むかを計画することです。

**【丸山河川調査官】**

本来であれば、1軒1軒を対象とした取組内容を細かく決定する等考えなければいけないのですが、今回は、5年間で出来る取組内容とスケジュールの目標を、各市町村、国、県が8月4日で決定・共有したいということだと認識下さい。

**【高橋土木総務課参事・課長（新潟市）】**

取組方針の方向性をみんなで共有するといいますか、それを決めるということで宜しいわけですね。安心しました。

**【幹事長（井上事務所長）】**

他にありますか。

なければ、他に各委員から連絡事項とかありましたらお願いします。他、全体を通して。

**【今井防災課長（燕市）】**

信濃川の下流と中流で浸水想定区域図が公表されたということで、燕市では来年度、ハザ

ードマップを作成したいと考えているのですが、その際に県が管理している河川の浸水想定区域図の進捗状況について、もし今年度、公表するという予定があれば一緒にやりたいなと思っています。燕市では中ノ口川の進捗状況が、もし分かったらお聞かせ願いたいと思います。

**【古川河川海岸維持係長（新潟県土木部）】**

中ノ口川については、現在、既に浸水想定区域図の策定に着手しています。目標としては、9月末ぐらいに作成できればということで、鋭意頑張っているところです。

**【今井防災課長（燕市）】**

作成は新潟地域振興局か、三条地域振興局の何れですか。

**【古川河川海岸維持係長（新潟県土木部）】**

新潟地域振興局です。

**【今井防災課長（燕市）】**

了解しました。ありがとうございます。

**【幹事長（井上事務所長）】**

また適宜、情報提供、情報共有していただければ、各自治体が助かるのかなと思います。よろしくをお願いします。ほかに全体を通して何かありましたら。これで全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

**【司会（大熊副所長）】**

長い間、ご議論ありがとうございました。以上で第1回幹事会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございました。ご苦労さまでございました。

— 了 —